

進学支援金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、別表に示す企業、団体等から社会福祉法人同仁会が経営する施設を卒園する児童（以下「卒園児童」という。）の進学支援を目的とした寄附金を原資とした進学支援金の運用に関し、必要な事項を定める。

(寄附金の積立)

第2条 別表に示す企業、団体等からの寄附金は、進学支援積立金として法人本部において積み立てるものとする。

(支援事業)

第3条 支援事業は、卒園児童が大学、短期大学又はそれらに準ずる学校（以下「大学等」という。）に進学する卒園児童のうち、社会福祉法人同仁会親睦会大学等進学資金貸付等規程に該当する卒園児童を除き、施設長が適当と認める者に5万円を給付する。

2 前項の規定に関わらず、積立金額が必要な給付金額を下回る場合は、積立金額の範囲内の支給金額とする。

(申請手続き)

第4条 支援事業の対象となる卒園児童がいる施設長は、進学支援金申請書（様式第1号）に進学しようとする大学等の合格通知書を添えて、社会福祉法人同仁会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(支援の決定及び支援金の支払)

第5条 理事長は、前条の規定に基づく進学支援金申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支給が適当と認めた場合は支援の決定を行い、支援金を当該施設長を經由して卒園児童に支給するものとする。

2 施設長は、卒園児童の領収書又は振込を証明する書類を添付して、進学支援実績報告書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長がその都度決定する。

付 則

この規程は、平成28年3月卒園児童から適用する。

付 則

この規程は、令和4年6月1日から一部改正する。

別表

寄附をいただいている企業、団体等一覧

日立ブーケライオンズクラブ（平成28年2月から）

株式会社やまとセレモニー（令和4年4月から）

様式第1号

年 月 日

社会福祉法人同仁会理事長 様

(施設名・施設長名) 印

進学支援金申請書

下記の卒園児童について、大学等へ進学しますので合格通知書の写しを添付して進学支援金を申請します。

記

卒園児童名	

処理欄	受 理 日	年	月	日
	支給決定日	年	月	日
	施設長支給日	年	月	日

様式第2号

年 月 日

社会福祉法人同仁会理事長 様

(施設名・施設長名) 印

進学支援金実績報告書

下記のとおり、進学支援金を支給したので、卒園児童の領収書又は振込を証明する書類を添付して報告します。

記

支給した卒園児童名	支給金額